

# 次の感染症危機に備えた、電子カルテ情報共有サービスの利用等について

厚生労働省

健康・生活衛生局 感染症対策部感染症対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

## 医療DXの推進に関する工程表（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）（抄）

### Ⅲ 具体的な施策及び到達点

#### （2）全国医療情報プラットフォームの構築

##### ②自治体、介護事業所等とも、必要な情報を安全に共有できる仕組みの構築

（中略）併せて、医療機関における、発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、電子カルテと発生届との連携に向けて、発生届の標準規格を策定する。具体的な連携の方法については、電子カルテ情報共有サービス（仮称）の活用も見据えながら検討し、早期に結論を得る。

（以下略）

## 新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和6年7月2日全面改定）（抄）

### 第1節 政府行動計画における対策項目等

#### （3）複数の対策項目に共通する横断的な視点

### Ⅲ. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

#### ①DXの推進

新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、医療DXを含め、感染症危機対応に備えたDXを推進していくことが不可欠である。（中略）また、国及びJIHSは、ワクチンや治療薬等の研究開発の基盤構築のための臨床情報の収集に当たっては、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつも、電子カルテから情報を抽出する体制を構築する等、治療薬の研究開発や治療法の確立に資する整備を行っていく。これらのほか、医療機関における発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、電子カルテと発生届の連携に向けて検討を進める。（以下略）

## 電磁的方法による感染症法上の届出等

- 感染症法第12条においては、医師は、感染症の患者等を診断したときは、当該患者について、最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならない（第1項）、当該届出を受けた都道府県知事は、当該届出の内容を厚生労働大臣に報告しなければならない（第2項）、都道府県知事は、その管轄する区域外に居住する者について上記の届出を受けたときは、当該届出の内容を、その者の居住地を管轄する都道府県知事に通報しなければならない（第3項）とされている。
- 医師が「感染症サーベイランスシステム」上で感染症法第12条第1項の届出を行えば、当該届出の内容が同システムに記録され、その時点で、その内容は、医師の最寄りの保健所、当該保健所を所管する都道府県の本庁及び厚生労働省のそれぞれで閲覧可能となる。
- また、**「感染症サーベイランスシステム」にて届出を行った場合は、当該届出、報告、他の都道府県知事への通報はされたものとみなし、当該義務を改めて課すことはしないこと**としている（同法第12条第8項及び第10項並びに第14条第2項及び第8項の届出も同様）。

### （参考1）感染症法上、医師又は指定届出機関の管理者から電磁的方法で届出可能とされている届出（令和6年10月現在）

- ・ 第12条第1項 医師の届出（発生届）
- ・ 第12条第8項 医師の届出（慢性の感染症に関する届出）
- ・ 第12条第10項 医師の届出（死亡した者の死体を検案した場合の届出）
- ・ 第14条第2項 指定届出機関の管理者の届出（5類感染症患者、疑似症患者等の届出）
- ・ 第14条第8項 指定届出機関以外の医師の届出（疑似症患者等の届出）
- ・ 第44条の3の6 感染症指定医療機関の医師の届出（新型インフルエンザ等感染症の患者の退院等の届出）
- ・ 第50条の7 感染症指定医療機関の医師の届出（新感染症の所見がある者の退院等の届出）

### （参考2）感染症指定医療機関の各類型における電磁的方法による発生届等の現状

- ・ 電磁的方法による発生届・退院届の届出対象の範囲（義務）  
⇒ 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関
- ・ 電磁的方法による退院届の届出対象の範囲（義務）  
⇒ 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関
- ・ 電磁的方法による発生届の届出対象の範囲（努力義務）  
⇒ 第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関

## 次の感染症危機に備えた、電子カルテ情報共有サービスの利用等について

### 【感染症の発生届の届出】

#### 現状・課題

- 医師が診療時に入力する電子カルテ用端末については、インターネットに接続していない医療機関も存在している。そのような医療機関では、同一端末から直接、感染症サーベイランスシステムにアクセスすることができず、**発生届を届け出る際は、インターネット回線に接続された別の端末で、カルテに記録した診療情報と同一の情報を改めて入力する必要があり、負担になっている。**

#### 対応方針（案）

- 電子カルテ用端末が電子カルテ情報共有サービスと接続している医療機関において、医師等が、感染症の発生届等を届け出る際、電子カルテに記録した診療情報を**改めて入力することなく、同一端末上で発生届等を作成し、電子カルテ情報共有サービスを経由して感染症サーベイランスシステムに届け出ることができることとしてはどうか。**

### 【電子カルテ情報の利用・JIHSによる調査研究】

#### 現状・課題

- 次のパンデミックを見据えた感染症危機管理体制を構築することは、我が国の喫緊の課題である。
- 2025年4月に新たに創設される国立健康危機管理研究機構（JIHS）**は、感染症対応を中心に据えた組織として、**感染症に関する情報の収集・分析機能を強化**することを旨とする。

#### 対応方針（案）

- 感染症対策上必要な時は、**厚生労働大臣から支払基金等に対して、電子カルテ情報等の提供を求めることができることとしてはどうか。**
- また、厚生労働大臣は、支払基金等から提供を受けた**電子カルテ情報等を用いた調査研究を、国立健康危機管理研究機構（JIHS）に委託することができることとしてはどうか。**